

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び  
「家畜改良増殖目標」の見直しについて

- 1 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく「家畜改良増殖目標」については、平成22年7月に策定し、酪農・肉用牛生産の振興、家畜の改良施策を推進してきたところ。
- 2 これらは、おおむね5年ごとに見直すこととされており、我が国農政全体の指針である「食料・農業・農村基本計画」の見直しに合わせて策定してきたところ。
- 3 今般、「食料・農業・農村基本計画」の見直しも開始されたことから、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」の見直しについても検討を開始することとしたい。

## 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

○根拠法：酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年6月14日法律182号)

○見直し時期：おおむね5年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする(施行令第1条)

○定めるべき事項：

- 1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的事項
- 2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別飼養頭数の目標
- 3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標
- 4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項
- 5 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項

○これまでの策定状況：

- 第1次(昭和58年10月公表、平成2年度を目標)
- 第2次(昭和63年2月公表、平成7年度を目標)
- 第3次(平成8年1月公表、平成17年度を目標)
- 第4次(平成12年4月公表、平成22年度を目標)
- 第5次(平成17年3月公表、平成27年度を目標)
- 第6次(平成22年7月公表、平成32年度を目標)

## 家畜改良増殖目標

○根拠法：家畜改良増殖法(昭和25年5月27日法律第209号)

○見直し時期：おおむね5年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の10年間につき定めるものとする(施行令第3条)

○定めるべき事項：

家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標

○これまでの策定状況：

- 第1次(昭和37年12月公表、昭和46年度を目標)
- 第2次(昭和44年6月公表、昭和52年度を目標)
- 第3次(昭和50年6月公表、昭和60年度を目標)
- 第4次(昭和55年12月公表、平成2年度を目標)
- 第5次(昭和63年2月公表、平成7年度を目標)
- 第6次(平成8年1月公表、平成17年度を目標)
- 第7次(平成12年4月公表、平成22年度を目標)
- 第8次(平成17年3月公表、平成27年度を目標)
- 第9次(平成22年7月公表、平成32年度を目標)

# 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成22年7月)のポイント

- 現行の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針は、平成32年度を目標年度として、平成22年7月に策定。
- 畜産・酪農所得補償制度や6次産業化等を通じた多様な経営の育成・確保、平成22年の口蹄疫発生を受けた家畜衛生対策の充実・強化等を中心とした内容。

## 第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な事項

畜産・酪農をめぐる情勢、課題等を分析した上で、

- ・畜産・酪農所得補償制度の導入
  - ・6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換
  - ・家畜衛生対策の充実・強化等
  - ・資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換
  - ・消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保
- 等を柱として、各般の施策を推進。

## 第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量目標、牛肉の生産数量目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別飼養頭数の目標

食料・農業・農村基本計画の生産数量目標等に即し、各目標を設定。

- ・生乳の需要量(飲用:404万トン、乳製品:390万トン、自家消費:6万トン)
- ・生乳の生産数量:800万トン
- ・牛肉の生産数量:52万トン
- ・乳牛及び肉用牛の飼養頭数(乳牛:132万頭、肉用牛:296万頭)

## 第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

第1の方向性の下での多様な経営展開に資するよう、様々な具体的取組を経営指標として例示的に設定。

## 第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

集乳、乳業の合理化、HACCP対応工場数の目標のほか、肉用牛流通、食肉流通の合理化の目標を設定。

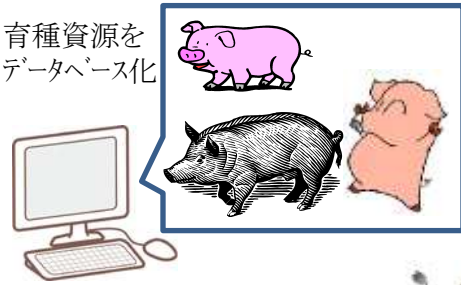
# 家畜改良増殖目標(平成22年7月)のポイント

○現行の家畜改良増殖目標は、平成32年度を目標年度として、平成22年7月に 策定。  
○「高く売れる」「生産量が多い」といった従来の価値観だけでなく、特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応えた畜産物の供給、長期的にひっ迫基調の穀物需給への適応を軸とした家畜作りの推進を中心とした内容。

多様な経営を支援し、消費者の選択肢を増やします。

特色ある家畜の利用を支援します。  
多様化する消費者の嗜好に対応します。

育種資源を  
データベース化



チーズ適性の高い  
ブラウンスイス種



純国産鶏種  
「岡崎おうはん」

遺伝的多様性に配慮した  
和牛育種



消費者のニーズに応じて、手頃な畜産物を供給します。

霜降りが多く生産コストの高いこれまでの和牛改良だけでなく、**平均的な品質で早く育つ和牛**作出の可能性も追求します。



**1頭(羽)から生産される畜産物を増やします。**それによって農家の経営コストが下がれば、畜産物が安く供給されると期待できます。

離乳頭数  
H20 9.9頭/産  
↓  
H32 10.8頭/産  
(ランドレース種)



飼料資源をムダにしない  
地球に優しい家畜をつくります。

少ない飼料で多くの畜産物を生産できる家畜を作ります。

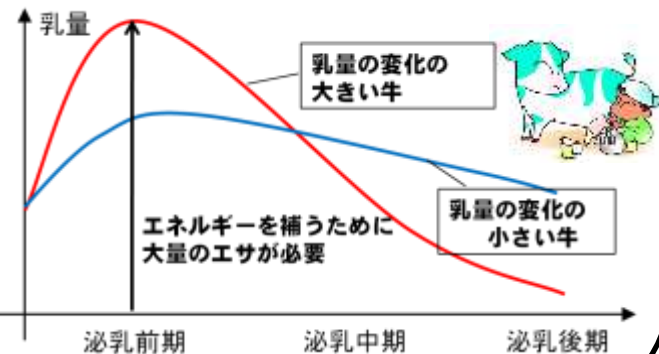


体重1kg増加に必要な飼料量を  
6.5%節約(デュロック種)

卵1個あたり必要飼料量を  
4.6%節約



体調を崩しにくく生産性の高い乳牛をつくります。このような乳量の変化の小さい牛(青線)は、大きい牛(赤線)に比べ、同じ乳量でも体の負担が小さく、エネルギー源の輸入とうもろこしを節約できます。



今後の審議の進め方（案）

	酪肉近基本方針	(参考) 食料・農業・農村基本計画 食料・農業・農村政策審議会 に諮問（1/28）
平成26年 2～3月	<p>第3回畜産部会（2/17） （諮問、今後の審議の進め方案等）</p> <p>畜産部会を1ヶ月1回程度のペースで開催</p> <p>第4回畜産部会（3月） （委員説明、現行基本方針等の検証： 酪農・乳業）</p>	<p>2月以降 企画部会を1ヶ月1回程度のペースで開催</p>
平成26年 4～12月	<p>〔以降、食肉、飼料、環境等テーマに沿って委員説明と現行基本方針の検証を実施し、その内容をふまえつつ、方向性等を議論〕</p> <p>〔広く現場の声を聴取するため、生産現場の調査等〕</p>	<p>〔現行計画の検証をしっかりと行う。基本法の3つの柱である「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の分野別に、幅広く検討の方向性等を議論〕</p> <p>夏以降</p> <p>〔食料自給率等の目標設定の考え方、将来の農業の姿、施策の具体的な方向性等を集中的に議論。〕</p>
平成27年 1月～4月	<p>3月末から4月頃 新たな基本方針案のとりまとめ 畜産部会から答申・公表</p>	<p>3月頃 新たな基本計画案のとりまとめ 本審議会から答申 閣議決定</p>

※家畜改良増殖目標については、専門性が非常に高いことから、その見直しに当たっては、牛、豚、鶏などの畜種別に改良の専門家からなる検討会を別途設置し、そこで御議論いただいた後、本部会に諮ることとする。